

令和元年度 第1回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

- 1 日 時 令和元年10月15日(火) 午後2時～午後4時
- 2 場 所 ときわ会館 5階 小ホール
- 3 出席者
  - (1) 委員 新井 通巧 委員 佐伯 鋼兵 委員  
宇佐見 香代 委員(会長) 根本 淑枝 委員  
江口 幸治 委員(職務代理) 廣澤 健一 委員  
大澤 愛弓 委員 松本 敏雄 委員  
小風 明 委員 山崎 昇一 委員
  - (2) 事務局 総務局人事部長 職員課長 外5名
  - (3) 議会局 議会局長 総務部長 総務課長 外1名
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 審議項目 議題1 審議会資料説明について  
議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について
- 7 議事の経過
  - (1) 委嘱状の交付
  - (2) 市長挨拶
  - (3) 委員の紹介
  - (4) 事務局等職員の紹介
  - (5) 会長の選出及び職務代理者の指名
  - (6) 審議会運営方法に関する要綱等の説明
  - (7) 審議
    - 議題1 審議会資料説明について
    - 議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について
  - (8) 事務連絡
  - (9) 閉会

## 8 審議内容

- (1) 委員の互選により宇佐見委員を会長に選出
- (2) 宇佐見会長が江口委員を職務代理者に指名
- (3) 審議会運営方法の確認

- ・ 事務局から、配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<委員名簿・条例等>」に基づき、審議会条例、審議会運営要綱等について説明。

### (4) 審議事項

#### 議題1 審議会資料説明について

##### ① 【事務局から配布資料について説明】

- ・ 配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<第1回資料>」

##### ② 【委員の意見・質問及び事務局の説明・回答】

- ・ 資料4ページにある市内民間企業の実態調査について伺う。市内478事業所から無作為に抽出した122事業所を調査したとのことだが、調査対象の抽出は毎年行うものなのか。

⇒ 調査対象の抽出は毎年行っている。

調査対象が大企業等に偏ることがないように、企業規模や産業等により区分を設け、その区分毎に抽出しているところ。

- ・ 地域手当について伺う。資料8ページを見ると、横浜市や大阪市の市長の地域手当が支給割合0%、月額0円となっている。横浜市及び大阪市の地域手当の支給割合は16%（2級地）だったように記憶しているが、これはどういうことか。また、横浜市や大阪市のように地域手当を市長の月例給に算入していない団体があるなかで、本市が当該手当を市長の月例給に算入している理由を伺いたい。

⇒ 横浜市は平成28年4月1日付けで12%、大阪市は平成27年12月19日付けで17.5%、それぞれ市長の給料月額を引き上げていることから、これらのタイミングで地域手当を廃止し、当該手当相当分を給料月額に組み入れたものと思われる。このような改定を行った場合の影響として、給料月額を算定基礎とする退職手当の水準が上昇するということがあり、本市では従前のとおり、市長・副市長の月例給を給料と地域手当という二つの給与で構成しているところ。

- ・ 他の政令指定都市における特別職報酬等審議会の開催状況を伺いたい。

- ⇒ 本市のように特別職報酬等審議会を常設し、毎年審議会を開催している団体もあれば、一般職の給与改定の動向等を踏まえ、必要に応じて審議会を開催している団体もあり、様々である。
- ・ 特別職の報酬については、他都市との比較だけでなく、職務内容、活動状況、本市の財政状況等、様々な視点で検討していく必要があるものと考えているが、この点について事務局の見解を伺いたい。  
⇒ ご指摘のとおりと考えており、これまでも多角的な視点で審議が行われ、意見報告や答申が導かれてきたものと理解している。
  - ・ 昨年答申した内容のうち、市議会議員の期末手当を引き上げる条例が議会で否決され、現在、市長・副市長と市議会議員の特別給の支給月数に0.05月分の差異が生じているとのことだが、今後の審議においては、市長・副市長と市議会議員を分けて考えていく必要があるのか。  
⇒ ご指摘いただいた0.05月分の差異をどう取り扱っていくのか、すなわち、「差異を解消していくのか、或いは維持していくのか」についても含めて、審議のなかで皆様にご判断いただきたい。
  - ・ 資料の21ページの常任委員会の開催日数について、他市と比較する際は、予算委員会を除く常任委員会の開催日数で比較した方が良いと考えるがどうか。  
⇒ 常任委員会の考え方は各団体により異なるが、本市においては予算委員会を常任委員会としている。委員ご指摘のとおり、他市との比較の際の表記の方法については、今後検討したい。
  - ・ 本市の予算委員会に所属している議員は、常任委員会に所属しているのかそれとも予算委員会の専任か。  
⇒ 委員会の加入状況については、資料22ページに記載されている。議員は常任委員会のうち総合政策委員会、文教委員会、市民生活委員会、保健福祉委員会、まちづくり委員会のいずれか1の委員会に所属することとなる。これらの委員会に所属する議員60名の中から予算委員会を兼任する20名が選出されている。

議題2 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について

配布資料及びこれまでの事務局の説明を踏まえ、現行の市議会議員及び市長・副市長の報酬・給料の額等が適正なものであるかどうか、委員の意見を聴取。

### 【各委員の意見】

#### 《月例給・特別給について》

- ・ 月例給については、消費税が増税され、実質的には可処分所得が目減りしているが、昨今の自然災害もあったことを踏まえた市民感情や来年の春闘における賃金引上げの見通しが不透明であること等を総合的に考えると据置きが適当と考える。

特別給については、本市の活発な議会開催状況や、住みよい街へ日々奮闘している特別職の皆さんの頑張りに報いるため、引上げが適当と考える。

- ・ 月例給については、一般職職員が今年度据え置くことを踏まえ、据え置くことが適当と考える。

特別給については、他の政令市と比較して本市の議会開催状況が活発であり、職務の内容が複雑化し、高度の専門性が求められるものとなってきていること等を考慮し、引き上げることが適当と考える。

- ・ 市長や市議会議員の活動内容が、市民目線では見えていないところが多々ある。また、民間の給与が上がっているとはいえ、景気が実感としてよくなっているとは感じないなか、月例給の引上げは市民の反感を招くのではないかと考えるため、据置きが適当と考える。

特別給については、市長や市議会議員の活発な活動実態があることを踏まえ、国の指定職職員の支給月数との均衡を考慮して引上げが適当と考える。

- ・ 市内における民間給与の実態、月例給について一般職職員の改定率の累計値を判断材料としてきたこれまでの経緯、そして市民の納得が得られるかどうかという視点を総合的に勘案し、月例給については据え置くこと、特別給については引き上げることがそれぞれ適当と考える。

- ・ 月例給と特別給を合わせたトータルでの年間支給額が政令指定都市の平均的な水準にあること、また、前回議会で特別給の引上げが否決されたことから、引上げ改定は困難であると考え。また、本市の来年度の財源不足が懸念されると報道されていることを考慮し、

現状の水準が適当であると考え、月例給、特別給とも据え置くことが適当と考える。

- ・ 特別職の特別給を0.05月分引き上げることの財政的影響、災害や消費税増税、加えて社会福祉に対する財政需要が高まっていること等を踏まえ、市民感情を考慮すると月例給、特別給ともに据え置くことが適当と考える。
- ・ 月例給については、民間給与との均衡を考慮して定められている一般職職員の給与改定の動向を踏まえて改定してきたこれまでのコンセプトを尊重し、据え置くことが適当と考える。  
特別給についても、国の指定職職員の支給月数に合わせるように改定してきたこれまでの経緯があるため、引上げ改定を行うことが適当と考える。
- ・ 他都市との比較、本市の置かれている状況、職務内容、活動状況等を考慮すると、月例給については据え置くことが適当、特別給については引上げの改定を行うことが適当と考える。
- ・ 自然災害の発生や消費税増税など市民が苦勞しているなか、今は特別職にある者の給与を引き上げるべき時期ではないように思う。また、特別職も大変だとは思いますが、一般職職員が現場で苦勞していることを考慮すると、月例給、特別給ともに据え置くことが適当であると考える。

#### (5) 意見集約

##### ①【会長による各委員の意見集約】

各委員の意見を集約すると、月例給については全員一致で「据え置くことが適当」との意見であり、特別給（期末手当）については意見が分かれるところもあるが「引上げの改定を行うべき」という意見が過半数を占めている。したがって、反対意見も併記しつつ、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等のうち、月例給については「据え置くことが適当」、特別給については「引上げの改定を行うべき」とし、報告書を作成することとしたい。

##### ②【委員の意見】

異議なし。